

北播磨フィールドパビリオン魅力発信サイト作成業務 企画提案コンペ募集要項

1 業務概要

- (1) 委託業務名
北播磨フィールドパビリオン魅力発信サイト作成業務
- (2) 業務の目的
北播磨地域におけるひょうごフィールドパビリオンの推進、認知度向上及び機
運醸成を目的に、北播磨フィールドパビリオンの魅力発信のプラットフォームとな
るウェブサイトを構築する。
各プログラムの集中的なプレ実施イベント「利用促進サマー（仮称）」の情報
を効果的に発信するとともに、地域人材にスポットライトをあてたコンテンツを
作成し、サイト上で公開することで、ひょうごフィールドパビリオンを契機とし
た持続可能な地域づくりを図る。
- (3) 業務内容
別添仕様書のとおり
- (4) 事業費
金 2, 730, 200 円以内（消費税額及び地方消費税額を含む。）
- (5) 契約期間
契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで
- (6) 選定方法
公募型企画提案コンペ方式

2 応募資格

- (1) 企画提案コンペに参加できる者は、参加申込書の受付時に次の全ての要件を満
たす者とする。
 - ① 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を
有すること。
 - ② 過去に自治体等の観光ウェブサイトの制作業務を受託した実績があること。
 - ③ 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定を受
けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可又は指定を受けているこ
と。
 - ④ 委託業務の実施にあたり、協議会との打合せなどに適切に対応できる事業者
等であること。
- (2) 次のいずれかに該当する事業者等は、(1)に関わらず、企画提案コンペに参加
する資格を有しない。
 - ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当す
る者
 - ② 応募図書（3 (1)に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において、兵
庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民
事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われ
ている者
 - ④ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

3 応募手続

(1) 応募図書

この募集要項のほか、仕様書等の関連資料に基づき、以下の書類を作成の上、提出すること。なお、書類はいずれもA4サイズに統一すること。なお、規格外サイズの書類を用いる場合については、A4サイズに折りたたむ等措置を講じること。

	書類名	部数	内容
①	企画提案申込書 【様式1】	・10部	
②	事業者概要 【様式2】	・10部	会社概要(パンフレット等)があれば添付すること。
③	企画提案書 (任意様式)	・10部	①提案内容 ・ウェブサイトのコンセプトやデザイン案等アピールポイント ・令和7年度以降の保守管理の内容と経費 ②業務実施の組織体制、スケジュール等
④	事業実績 (任意様式)	・10部	インタビュー形式のウェブページ制作業務の実績及び概要(発注者、事業内容、効果等)が分かるものを添付すること。
⑤	経費積算見積書 【様式3】	・10部	積算単価及び数量等を明記し「一式」という表記は極力避けること。
⑥	誓約書 【様式4・5】	・1部	

(2) 参加表明書及び応募図書の提出

企画提案コンペに参加意思がある場合は、令和6年5月8日(水)17時までに参加表明書【様式6】及び応募図書を郵送又は持参により提出すること。

郵送による場合は、事前に電話等により協議会に連絡したうえで、書留等配達記録が残る方法により期日までに協議会に到着するように提出すること。なお、持参の場合の受付時間は、土日、祝日を除く平日9時から17時までとする。

(3) 提出先

「12 問い合わせ先、書類提出先」まで

(4) 応募図書に関する留意事項

- ① 応募図書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。
- ② 応募図書の著作権は、応募者に帰属する。
- ③ 応募図書は、審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。

4 募集要項及び仕様書に関する質問の受付

(1) 受付期間

令和6年4月30日(火)17時まで受付

(2) 質問方法

質問票【様式7】を電子メール又はFAXにより提出すること。なお、提出後、電話などにより到着を確認すること。

(3) 提出先

「12 問い合わせ先、書類提出先」まで

(4) 回答方法

質問への回答は、令和6年5月2日（木）までに、質問者に対して回答する。

5 当選者の選定

(1) 審査方法

応募のあった企画提案については、審査会を設置のうえ、以下の内容など総合的に評価し、業務を委託する事業者を選定する。

- ① ウェブサイトに関すること
 - ・協議会が制作するウェブサイトとして適切か。
 - ・提案内容が目的と合致しているか。
 - ・ユーザーへ興味を持たせるものになっているか 等。
- ② 創意工夫のある企画提案となっているか。
- ③ 業務の実績や実施体制から企画提案内容を実施可能な業者であるか。
- ④ 費用対効果等

(2) プレゼンテーション審査の実施

提出書類をもとに、後日有識者等による企画提案コンペ審査会において内容を審査する。原則として応募者にプレゼンテーションを求める。ただし、6者以上の応募者があった場合に限り、協議会での事前審査において5者程度に絞ったうえで審査する。

なお、実施日及び会場の詳細は、別途通知する。

- ① 実施日 令和6年5月中旬の1日
- ② 開 場 兵庫県社総合庁舎
- ③ プレゼンテーション 1者につき15分
- ④ 注意事項

ア プレゼンテーションは、企画提案書を受け付けた順に個別に実施する。

イ プレゼンテーションの際にプロジェクター等を使用する場合は、事前に連絡すること。

ウ プレゼンテーションに参加しない場合は、審査の対象としない。

エ プレゼンテーションに要する経費は、応募者の負担とする。

(3) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当する場合は、失格とみなす。

- ① 「2 応募資格」に該当しない場合
- ② この募集要項に違反し、又は著しく逸脱した場合
- ③ 審査委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ④ 応募提案書類に虚偽の記載を行った場合
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行った場合

(4) 審査結果の通知

審査結果については、応募者全員に対してメールで通知する。

6 委託契約の締結

(1) 協議会は、当選者と提案業務の実施方法等について協議・調整を行い、協議が整った場合に、契約を行う。この際、双方で確認のうえ、提案事業の内容に修正・変更を加える場合がある。

(2) 当選者が5(3)の失格事由に該当する場合、又は(1)の協議・調整が不調となった場合は、次順位である者と契約交渉を行うことができるものとする。

7 契約の解除

- (1) 委託契約書に記載の条項に違反があったときは、契約の一部若しくは全部を解除し、委託料の支払いをせず、又は支払った委託料の一部若しくは全額の返還を求める場合がある。
- (2) (1)により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

8 事業報告等

- (1) 委託事業終了後は、速やかに実績報告書及び必要書類を協議会に提出すること。
- (2) 事業の進捗状況等については、報告を求める場合がある。

9 委託費の支払い

委託費は、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、協議会が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

10 契約の変更

事情の変化等により業務内容に変更等が生じた場合は、協議会と受託事業者が協議のうえ契約を変更する場合がある。それに伴い、契約金額を変更する場合があるので留意すること。

11 留意事項

- (1) 成果物に係る著作権及び二次利用に係る権利は、協議会に帰属する。
- (2) 応募者は、企画提案コンペの実施に必要な場合、提出書類等を協議会が利用することを許諾することとする（複製の作成を含む。）。
- (3) 受託事業者は、委託事業の遂行に必要な場合、提出書類等を協議会が利用することを許諾するものとする（複製の作成を含む。）。
- (4) 受託事業者は、本事業が協議会との契約に基づく事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。
- (5) 受託事業者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿類等）を事業終了後5年間保存すること。
- (6) 事業の受託により得られた情報は、受託事業終了後においても守秘義務があること。

12 問い合わせ先、書類提出先

北播磨広域観光協議会 事務局

（兵庫県北播磨県民局県民躍動室地域振興課内）

〒673-1431 加東市社字西柿 1075-2 兵庫県社総合庁舎別館 3階

TEL:0795-42-9447 FAX:0795-42-7535

E-mail:kharimakem@pref.hyogo.lg.jp